

## 税の無駄 455 億円 検査院報告、コロナ病床で 55 億円過大

2022 年 11 月 7 日日本経済新聞



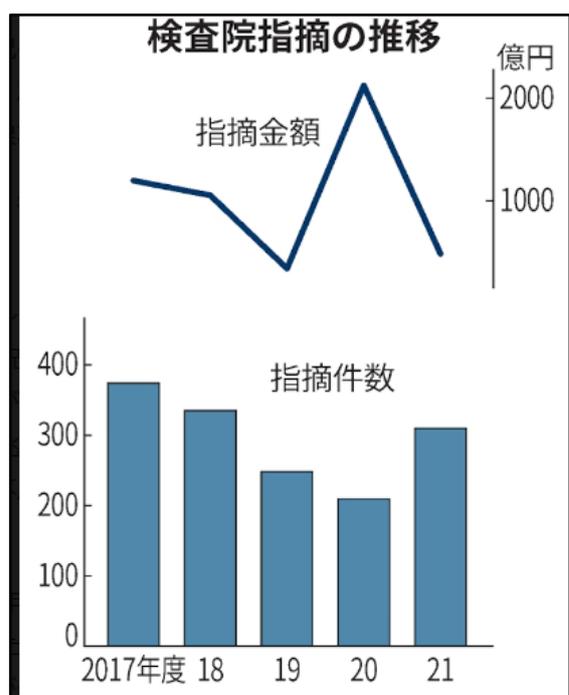
会計検査院は 7 日、国の 2021 年度決算の検査報告を岸田文雄首相に提出した。税金の無駄遣いや有効活用できていない状況を指摘したのは計 310 件、約 455 億円だった。新型コロナウイルス対策事業を巡り、21 年度までの 3 年間で約 18 兆円が未執行と判明。医療機関向けのコロナ病床の確保事業で約 55 億円の過大支給も見つかった。

首相は「検査報告を真摯に受け止め、行政に対する国民の信頼を取り戻すべく取り組みを進める必要がある」と述べた。

今回はコロナ対策事業として国が 19~21 年度に計上した約 94 兆 4920 億円の執行状況を重点的に調べた。約 19%の 17 兆 9998 億円が未執行で、うち 22 年度への「繰越額」が 13 兆 3254 億円、使われず国庫に残したままの「不用額」が 4 兆 6744 億円だった。

検査院は 20 年度決算報告でも 19~20 年度の予算約 22 兆 8560 億円が未執行と公表したが、大きな改善は見られなかった。不用額が最も多かったのは感染拡大で事業が停止した観光需要喚起策「Go To トラベル」事業で約 7743 億円に上った。

検査院は昨年につき「予算の繰越額や不用額などの執行状況を国民にわかりやすく提供すべきだ」と各省庁に求めた。



コロナ関連の個別事業では病床を確保するために医療機関に支払われる交付金で約 55 億

会計検査院の主な指摘事項	
内容	指摘金額
原発事故で移転した中小企業向け融資事業で使用見込みの無い資金（中小企業庁など）	217億円
新型コロナ患者の病床確保事業で医療機関に過大支給（厚生労働省）	55億円
林業従事者向け資金融資で多額の繰越金が発生（農林水産省）	26億円
住宅ローン「フラット35」で本来の条件を逸脱した利用（住宅金融支援機構）	18億円
雇用調整助成金で実際に支払われた休業手当よりも多く支給（厚労省）	16億円

円の過大支給があったと指摘した。医療機関側から対象期間や病床区分を誤った申請があり、自治体や国のチェックも不十分だった。

感染拡大防止などのために国が自治体に交付した「地方創生臨時交付金」でも不適切な利用が 7 億円超あった。

コロナ以外では東京電力福島第 1 原発事故で移転を余儀なくされた中小企業向け資金援助事業の約 217 億円が使用見込みのないまま放置されていたと指摘した。

省庁別の指摘の最多は厚生労働省の 152 件で、国土交通省（27 件）、農林水産省、文部科学省（いずれも 26 件）が続いた。

無駄遣いなどの指摘件数 310 件は前年度比で 47%増だった。実地検査の件数はコロナ禍で制約が大きかった 20 年度に比べ 2 倍超の 2289 カ所になったが、影響はなお続

き、コロナ前の 18 年度比では 2 割強少なかった。

指摘金額の約 455 億円は前年度比 78%減。過去 10 年間で 19 年度（約 297 億円）に次ぎ 2 番目に少なかった。財務省の金地金保有を巡り約 1600 億円を指摘した 20 年度分のような大型案件が乏しかった。

決算検査報告は内閣から独立した立場から国の財政を監督する会計検査院が各省庁や国が資本金の 2 分の 1 以上を出資する法人などの決算を検査し、報告書としてまとめたもの。毎年秋に首相に提出して公表する。

国が実施した新型コロナウイルス対策事業で、税の無駄使いや不適切利用が計 102 億円あったことが会計検査院の 2021 年度決算報告で明らかになった。多くは行政による支出時の審査の甘さが原因だった。無駄が目立つ背景には「規模ありき」で予算を計上した各省庁の姿勢がある。過大な予算は既得権につながりやすく、改善は急務だ。

検査院は 21 年度に国が実施したコロナ関連の 18 事業の妥当性を個別に検証した。法令違反にあたる「不当事項」は 10 事業あった。

典型がコロナ患者の受け入れを増やすため病床を確保した医療機関に支払われた交付金だ。13 都道府県 106 医療機関を抽出調査したところ、32 医療機関への計 55 億 900 万円が過大交付と判明した。

医療機関が確保した病床が空床になった場合、日数に応じた交付金を支払う仕組みだった。32 機関は患者がまだベッドを使っていた退院日などの分について、誤って空床として交付金を都道府県に申請していた。

一部の医療機関は一般病床を高度な治療を施す病床と混同して申請。都道府県が申請内容の誤りを指摘しないまま交付金を支給していた。検査院は「都道府県側の申請書類のチェック体制が整っておらず、厚生労働省の指導も不十分だった」と結論付けた。

審査の不備は他の事業でもみられた。

休業手当を国が補填する雇用調整助成金では、20～21 年度の申請分のうち、計 3 億 1700 万円分の不正や不適正な受給が見つかった。給付後に適正かどうかを確認する「事後確認」と呼ばれる調査が不十分だった。

観光需要喚起策「Go To トラベル」事業を巡るキャンセル料補償では、審査業務を委託した事務局向けのマニュアルに不備があり、本来の条件を満たさない不適切な給付が 20～21 年度に 9969 件、2 億 1700 万円見つかった。

検査院は 7 日、コロナ対策以外の事業も対象にした国の 21 年度決算の検査報告を岸田文雄首相に提出した。予算の無駄や有効活用できていない状況を指摘したのは計 310 件で、総額 455 億円だった。指摘金額は過去 10 年間で 19 年度（297 億円）に次ぐ 2 番目に少ない額になった。

コロナ関連事業の 2 割が未執行

会計検査院は新型コロナウイルス対策事業の全体的な予算の執行状況を把握するため、19～21 年度に国が計上した計 1367 事業（総額 94 兆 4920 億円）を調べた。このうち使われなかった「未執行」は 21 年度末時点で全体の約 2 割の 17 兆 9998 億円に上った。

未執行の内訳は、22 年度に回した「繰越額」が 13 兆 3254 億円、使われずに国庫に残った「不用額」が 4 兆 6744 億円。執行分でも最終的にコロナ事業に充てられず国庫に戻された「余剰額」は 4788 億円あった。

未執行の拡大は各省庁が事業の見通しを精査せず予算確保を優先したことが原因だ。

時短営業した飲食店への協力金などのため地方に配られた「地方創生臨時交付金」は 15

兆 1759 億円を計上し、5 兆 7021 億円が繰り越された。内閣府や総務省は検査院に対し、自治体の事業計画策定や飲食店への対応で予想より時間がかかったと説明した。検査院は 20 年度決算報告でも 19~20 年度に計 22 兆 8560 億円の未執行があったと指摘。各省庁に未執行率が高い理由などを公表するよう求めた。しかし実際に繰越額や不用額を公表したのは厚生労働省が実施する 1 事業分だけだった。

過大な予算計上は各省庁の既得権益につながりやすく、必要な事業にお金が回らなくなる可能性もある。検査院の担当者は「繰越額や不用額、余剰額は基本的な情報。予算措置の理解を得るためにも国民に分かりやすく情報を公開すべきだ」と強調した。

財務官僚だった明治大の田中秀明教授は「今後の感染拡大の局面に生かすために、政府や国会で各事業の費用対効果などについて徹底的な検証を進めるべきだ」と訴える。